

「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」を提出される方へ

高等学校等就学支援金の加算支給について、今年7月から来年6月までの支給に関し、該当する方は、保護者等の課税に関する書類等を次の点に注意して、平成27年6月15日（月）までに学校事務室へ提出してください。

1 加算支給の対象となる要件及び加算額

市町村民税所得割額の課税状況に応じて、次のとおり加算支給されます。

保護者全員の市町村民税所得割額の合算額	加算上限額（※1）
非課税	9,900円/月【2倍加算】 （一律分と合わせて19,800円/月） 通信制は、就学支援金の月額と同額が加算されます。
18,900円に①、②の合計を加えた額未満 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円 ※3（4）の早見表参照	4,950円/月【1.5倍加算】 （一律分と合わせて14,850円/月） 通信制は、就学支援金の月額の半額が加算されます。

（※1）一律分と合わせた額が1月の授業料を超える場合は、その超える分は減額されます。

※「加算支給に関する届出書」の【確認事項】2において、保護者が1人の場合等は、[理由]を詳細に記入してください。

2 今回の届出に係る加算支給の期間

今回の届出は、平成27年7月から平成28年6月まで（この間に卒業・転学・退学をした場合はその属する月まで）の加算支給にかかるものです。

なお、この期間中であっても、保護者の人数に変更があった場合は、加算支給額が変更することがあります。その場合は、学校に申し出てください。

3 課税に関する書類と市町村民税所得割額の確認方法

お住まいの市町村で、所得課税証明書、非課税証明書など、保護者全員の課税状況が分かる書類を取得し、提出してください。その際の注意事項は、次のとおりです。

（1）証明書に記載された課税年度

今回ご提出が必要な証明書は、「平成27年度の課税状況」が分かる証明書です。市町村の窓口で、年度を誤り「平成26年度の所得課税証明書」等を取得しないよう注意してください。

（2）証明書の種類

市町村の窓口で、証明書の種類を誤り、「所得証明書」を取得しないよう注意してください。

1. 5倍加算の届出をされる場合は、扶養親族の人数が省略されていない所得課税証明書を取得してください。

（3）市町村民税所得割額の算出

市町村によって証明書の様式が異なります。次のパターンに応じて、保護者全員の市町村民税所得割額を確認してください。なお、「均等割額」及び「県民税」は、加算支給の可否等には関係しません。

①「所得割額」が直接記載されているパターン

証明書に記載されたそのままの額で、加算支給の可否等を確認できます。

ただし、証明書中に「減免額」が記載されているときは、「所得割額」が減免後なのか減免前なのか、確認が必要です。

②「税額控除前所得割額」又は「算出所得割額」が記載されているパターン

「税額控除前所得割額」又は「算出所得割額」のほかに、次の5項目が記載されています。「税額控除前所得割額」又は「算出所得割額」から①～④を差し引いて(※2)、「所得割額」を算出してください。

- ①税額控除等 ②住宅借入金等特別税額控除 ③寄附金税額控除
④配当割額・株式等譲渡所得割額控除 ⑤均等割額

(※2) 差し引いた額に100円未満の端数がある場合は、その額を切り捨ててください。

例) 4,120円→4,100円 ※⑤均等割額は、差し引かないでください。

(4) 1. 5倍加算の市町村民税所得割額の基準額について

基準額の算定に用いる「19歳未満の扶養親族」は、税法上の扶養親族であり、所得課税証明書に記載された人数をベースとします。「16歳未満の扶養親族」の数は、所得課税証明書の「16歳未満」扶養欄に記載された人数です。「16歳以上19歳未満の扶養親族」の数は、所得課税証明書の「その他」又は「一般」扶養欄の人数のうち、健康保険証の写しで16歳以上19歳未満と確認できる人数です。16歳以上19歳未満の扶養親族全員の健康保険証の写しを、「加算支給に関する届出書」及び「所得課税証明書」等と併せて学校に提出してください。

【早見表】1.5倍加算における平成27年7月～平成28年6月分の基準

19歳未満の扶養親族の数 (H8.1.2以降生まれ)				基準額 (市町村民税所得割額)
区分	うち16歳未満 (H11.1.2以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (H8.1.2～H11.1.1生まれ)		
0人*	A	0人	0人	18,900円未満
1人	B	0人	1人	30,000円未満
	C	1人	0人	40,200円未満
2人	D	0人	2人	41,100円未満
	E	1人	1人	51,300円未満
	F	2人	0人	61,500円未満
3人	G	0人	3人	52,200円未満
	H	1人	2人	62,400円未満
	I	2人	1人	72,600円未満
	J	3人	0人	82,800円未満

* 区分Aは、19歳未満の子どもが、保護者の税法上の扶養親族ではない場合です。

※基準額算定に用いる扶養親族の人数・年齢は、平成26年12月31日現在です。

(平成26年1月1日～12月30日に死亡した扶養親族は、その死亡の日現在。)

※扶養親族が4人以上の場合は、前ページの計算式により、基準額を算出してください。

【就学支援金の書類の提出方法や支給の開始時期等に関するお問い合わせ】

学校法人 松翠学園 岐阜女子高等学校 担当 水野・渡邊・谷口

電話：058-245-2670 FAX：058-247-9481

【就学支援金の制度に関するお問い合わせ】

岐阜県庁 環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係

電話：058-272-8240